

排出・収集運搬事業者 各位

一般財団法人 茨城県環境保全事業団

産業廃棄物の受入基準の改正について

日頃から、エコフロンティアかさまをご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当事業団で受入を行っております産業廃棄物の受入基準について、現状を踏まえ取扱いを改めることとし、今般、別添のとおり受入基準を改正させていただくことといたしましたので、ご理解をお願いいたしますとともに、基準遵守の徹底にご協力をお願いいたします。

なお、この受入基準は、令和7年4月1日から適用いたします。

また、基準改正までの間においても、搬入時の確認や随時の展開検査で、改正後の基準に適合しないことが確認された場合は、お持ち帰り等をお願いすることがありますので、あらかじめご承知おきください。

記

1 主な改正点

- ・受入基準は排出場所別に区分

【共通事項】

- ・次の内容を追記

「水銀は基準値を超えて含有していないこと。」

「並びに寸法の定めがある場合は原則として搬入する対象廃棄物にスケールを当て計測した大きさ（基準値内であること）が確認できるもの。」

- ・次の内容を削除

「一片が5cm以上の木くず、紙くず、廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず、金属くずが混入していないこと。」

（木くず、紙くず等が混入している場合は、建設混合廃棄物、又は管理型混合廃棄物に区分。）

【個別事項】

①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

最大径を概ね15cm以下。（製造工場、建設・解体工事現場、中間処理施設等共通）

②ギロチンダスト

金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。（新規の場合は溶出試験成績書を添付。自動更新契約の場合は、更新契約前までに送付。）

※更新契約について、今回の改正を踏まえ基準適用前までに提出願います。

③建設混合廃棄物（建設・解体工事現場等から排出）、管理型混合廃棄物（中間処理施設から排出）（新設）

いずれの場合も「一片が5cm以上の木くず、紙くず、廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず、金属くずが混入していないこと」が条件となります。

④排出場所が建設・解体工事現場の場合

- ・廃石膏ボードの最大径は概ね30cm以下。

- ・廃石膏ボード・がれき類の石綿含有は、半透明のフレコンバック又は半透明のシートで梱包願います。

- ・リサイクル対象のがれき類は除きます。

⑤排出場所が中間処理施設の場合

最大径を概ね15cm以下とします。（中間処理施設は、破砕機で破砕されるため。（石膏ボードも同様です）。ただし、ガラスウールは従来どおり概ね30cm以下の破砕とします。）

*詳細は、別添「廃棄物の発生場所と搬入廃棄物の区分と受入基準」をご確認願います。

2 改正後基準の適用開始時期

令和7年4月1日（火）搬入分から

3 そのほか

基準適用開始に向け、令和7年3月1日から、台貫からの実測検査や随時の展開検査により、基準を超えた場合の連絡を排出事業者宛てに行いますのでご理解願います。

〈 問い合わせ先 〉
一般財団法人茨城県環境保全事業団
エコフロンティアかさま業務課
TEL 0296-70-2513